

## としまインターネット接続サービス契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

当社は、この有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

#### 第2条 (約款の変更)

当社はこの約款を変更することがあります。この場合、料金、その他の提供条件は変更後の約款によります。

#### 第3条 (用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 インターネット接続サービス取扱所	(1)インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所

	(2)当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と契約を締結している者
9 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### 第4条 (インターネット接続サービスの種類等)

契約には、料金表に規定する種別、品目等があります。

### 第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線1回線毎に1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

### 第6条 (最低利用期間)

- 1 インターネット接続サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。
- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、契約中プランの1ヶ月分の利用料を上限とした解除料をお支払いいただきます。

## 第7条（契約者回線の終端）

- 1 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

## 第8条（契約申込の方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種別、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

## 第9条（契約申込みの承諾）

- 1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (3) 料金表に定める ADSL 型インターネットサービスへの申込の場合は建物内の自営電気通信設備（契約者側の設備）が契約者の所有でないとき。
  - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

当社は、加入の申込みを承諾した場合、加入申込者に対し、電気通信事業法第26条の2第1項で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます。）を発送します。

## 第10条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

- 1 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種別、品目等の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込の方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第11条（契約者回線の移転）

- 1 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

- 2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

#### 第12条（インターネット接続サービスの利用の一時停止及び再開）

- 1 加入者は、当社のサービスの提供の一時停止（継続して1ヶ月以上）又はその再開を希望する場合、一時停止又は再開希望日の10日前までに当社所定の一時停止届又は再開届を当社に提出するものとします。この場合、停止した各月の1日からその月の最終日まで継続して停止した場合に限り当該月の利用料は無料とします。
- 2 前項の一時停止期間は、1年間に1回までとし、最長6ヶ月とします。
- 3 加入者は、一時停止又は再開に要する費用を当社に支払うものとします。
- 4 一時停止開始日から6ヶ月を経過しても加入者から当社に対し、再開届の提出がない場合には、加入者が本加入契約を解除したものとみなします。

#### 第13条（その他の契約内容の変更）

- 1 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第14条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

#### 第15条（加入契約者が行う初期契約解除）

電気通信事業法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、加入契約者は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内は、書面をもって本契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じます。ただし、法人その他の団体が、営利目的又は事業目的で締結した契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。

#### 第16条（契約者が行う契約の解除）

- 1 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

## 第 17 条 (当社が行う契約の解除)

- 1 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
  - (1) 第 23 条 (利用停止) の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 2 第 23 条 (利用停止) の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 4 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

## 第 18 条 (契約終了後の措置)

- 1 理由の如何を問わず、加入契約が終了した場合、当社は、端末接続装置並びにタップオフの出力端子から保安器までの施設 (集合住宅内の加入者との加入契約が終了した場合は、端末接続装置) を当社指定業者により加入者の負担をもって撤去するものとします。この場合、当社は、撤去完了後すみやかに当該撤去にかかる費用を料金表に基づき加入者に請求するものとします。但し、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用の実費を負担するものとします。また、当社は、加入者が支払った工事費は払い戻しません。
- 2 前項の撤去にかかる費用については、最大 24 ヶ月間の利用期間に応じて低減措置を取らせていただきます。
- 3 加入者は、加入契約終了後、貸与された端末接続装置を、当社の指定する期日までに返却するものとし、加入者が期日経過後も、これを返却しない場合は、当社は加入者に対し、端末接続装置の代金相当額の損害賠償を請求できるものとします。
- 4 加入契約が終了した場合または第 16 条により当社がサービスを停止した場合、加入者が別途支払った利用料が払い戻しされず、加入者に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任を負わないものとします。

## 第 3 章 付加機能

### 第 19 条 (付加機能の提供等)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

## 第4章 回線相互接続

### 第20条（回線相互接続の請求）

- 1 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

### 第21条（回線相互接続の変更・廃止）

- 1 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
- 2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

## 第5章 利用中止及び利用停止

### 第22条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第24条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第23条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限り、以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
  - (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明した

とき。

- (3) 第38条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (4) 事業法又は事業法施行規定に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
  - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第6章 利用の制限

### 第24条（利用の制限）

- 1 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金

#### 第25条（料金の適用）

- 1 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、管理料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### 第26条（利用料等の支払義務）

- 1 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の前

日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

- 2 前項の期間において利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
  - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
  - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
  - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区分	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

- 3 第1項の期間において、料金表に定めるADSL型インターネットサービスの契約者が、建物内の自営電気通信設備（契約者側の設備）を利用できないことにより、としまインターネット接続サービスを全く利用することができない場合であっても、その期間中の料金を支払って頂きます。
- 4 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

### 第27条（手続きに関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料



金を返還します。

## 第 28 条（工事に関する費用の支払義務）

- 1 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事 に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第 3 節 割増金及び延滞利息

### 第 29 条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

### 第 30 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第 8 章 保守

### 第 31 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

### 第 32 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

### 第 33 条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

### 第 34 条 (契約者の切分け責任)

- 1 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第 9 章 損害賠償

### 第 35 条 (責任の制限)

- 1 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1 の歴月の起算日（当社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。）から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損額とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

### 第 36 条 (免責)

- 1 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理

又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第10章 雑則

### 第37条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第38条（利用に係る契約者の義務）

- 1 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### 第39条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 1 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。
- 2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

#### **第 40 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）**

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術的資料を閲覧に供します。

#### **第 41 条（営業区域）**

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

#### **第 42 条（閲覧）**

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附 則

（実施期日）

本契約約款は、令和 4 年 7 月 1 日より改正、施行します。

## としまインターネット接続サービス料金表

## 通則

## 1 (届出料金表の適用)

としまインターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この届出料金表に規定するほか、電気通信事業法施工規則第 19 条の 2 に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

## 2 (料金表の変更)

当社は、としまインターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

## 3 (料金等の減免)

当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本料金表及び第 25 条 (料金の支払義務) から第 27 条 (工事に関する費用の支払義務) までの規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

## 4 前項の規定により料金の減免を行なったときは、当社のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

## 5 (消費税)

第 25 条 (料金の支払義務) の規定により支払を要する料金の額は、2 (料金額) の規定の額の中に消費税相当額が含まれています。

## 料金

## 1 適用

(1) 加入契約者は、請求により、エコノミープランは 1 個、その他のプランは 4 個のメールアドレスを利用できます。これを超えて利用する場合は、2 に定める料金額の支払いを要します。

(2) 加入契約者は、請求によって開設したホームページについて、容量 50 MB を超えて利用する場合は、2 に定める料金額の支払いを要します。

(3) IP アドレスは、1 個を割当てます。これを超えて利用する場合は、2 に定める料金額の支払いを要します。

## 2 料金額

## サービス利用料

## (1) LAN 型インターネット接続サービス

月 額

品目	内容	金額
エコノミー	網輻輳がない状態で、下り 3Mbps 上り 512kbps の符号伝送が可能であるもの	2,085 円
ベーシック	網輻輳がない状態で、下り 5Mbps 上り 1Mbps の符号伝送が可能であるもの	3,850 円
レギュラー	網輻輳がない状態で、下り 20Mbps 上り 2Mbps の符号伝送が可能であるもの	4,180 円

スーパー	網輻輳がない状態で、下り 30Mbps 上り 5Mbps の符号伝送が可能であるもの	4,950 円
ハイパー	網輻輳がない状態で、下り 30Mbps 上り 5Mbps の符号伝送が可能であるもの	4,950 円
トシマ 120 メガ	網輻輳がない状態で、下り 120Mbps 上り 10Mbps の符号伝送が可能であるもの	5,500 円
トシマ NET プラス	網輻輳がない状態で、下り 150Mbps 上り 10Mbps の符号伝送が可能であるもの	5,500 円
ビジネス	網輻輳がない状態で、下り 1.5Mbps 上り 256kbps の符号伝送が可能であるもの	52,800 円

## (2) ケーブルデータ伝送サービス 月 額

ケーブルデータ伝送サービス 64	網輻輳がない状態で、下り 64kbps 上り 64kbps の符号伝送が可能であるもの	16,500 円
ケーブルデータ伝送サービス 128	網輻輳がない状態で、下り 128kbps 上り 128kbps の符号伝送が可能であるもの	22,000 円
ケーブルデータ伝送サービス 256	網輻輳がない状態で、下り 256kbps 上り 256kbps の符号伝送が可能であるもの	41,800 円
ケーブルデータ伝送サービス 512	網輻輳がない状態で、下り 512kbps 上り 512kbps の符号伝送が可能であるもの	77,000 円

## (3) ADSL型インターネットサービス 月 額

VDSL100	輻輳がない状態で、下り 100Mbps 上り 10Mbps の符号伝送が可能であるもの	3,850 円
---------	---	---------

## (4) FTTH型インターネットサービス 月 額

トシマ光1ギガ	網輻輳がない状態で、下り 1Gbps 上り 1Gbps の符号伝送が可能であるもの	6,820 円
---------	---	---------

## 付加機能使用料

サービス項目	内容	単位	料金額
メールアドレス追加サービス	あらかじめ契約者に割当てたアドレスの他に、請求によりメールアドレスを追加するサービス	追加1アドレス毎	220 円
IPアドレス追加サービス	あらかじめ契約者に割当てたアドレスの他に、請求によりIPアドレスを追加するサービス	追加1アドレス毎 (最大8個まで)	550 円
ホームページ追加サービス	契約者の請求があった場合に、当社の情報蓄積装置に契約者のホームページを開設し、情報の蓄積及び公開を行うサービス	追加容量10MB 毎	220 円
FTPアカウント	あらかじめ契約者に割当てたFTPア	追加1アカウント毎	550 円

追加サービス	カウントの他に、請求により F T P アカウントを追加するサービス		
帯域保証 64	ケーブルデータ伝送サービス 64 契約者の請求があった場合に、網輻輳がある状態でも、下り 32kbps 上り 32kbps の符号伝送を保証するもの	1 端末毎	2,200 円
帯域保証 128	ケーブルデータ伝送サービス 128 契約者の請求があった場合に、網輻輳がある状態でも、下り 64kbps 上り 64kbps の符号伝送を保証するもの	1 端末毎	2,200 円
帯域保証 256	ケーブルデータ伝送サービス 256 契約者の請求があった場合に、網輻輳がある状態でも、下り 128kbps 上り 128kbps の符号伝送を保証するもの	1 端末毎	5,500 円
帯域保証 512	ケーブルデータ伝送サービス 512 契約者の請求があった場合に、網輻輳がある状態でも、下り 256kbps 上り 256kbps の符号伝送を保証するもの	1 端末毎	5,500 円
グローバル I P	L A N型インターネット接続サービス契約者の請求があった場合に、グローバル I P アドレスに対応するよう端末接続装置の設定を変更するサービス	1 端末毎	1,100 円
ホスティングサービス	L A N型インターネット接続サービス契約者の請求があった場合に、契約者の独自ドメインによる情報ページ公開用及び電子メール送受信のためのインターネットサーバー利用機能をいいます。  ※当社が別に定めるホスティングサービス利用規約に基づき提供します	電子メール 30 アカウント Web 及びメール用ディスク容量(合計) 300M バイト	11,000 円
		電子メール 100 アカウント Web 及びメール用ディスク容量(合計) 1G バイト	22,000 円

管理料		年 額
区分	単位	金額
ドメイン維持管理料	1 ドメイン名毎に	11,000 円

## 附則

(実施期日)

- この料金表は、令和 4 年 7 月 1 日より実施いたします。  
(料金表変更に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供されている利用料金に係る料金、その他提供条件は、なお従前の通りとします。

## インターネット接続サービス利用規約

このサービス利用規約は、当社サービスをご利用にあたり、守っていただきたい規則やガイドラインについて説明しています。当社サービス利用規約の内容をご一読いただき、定められた規則を守っていただきます。当社サービス利用規約および契約約款に規定される規則やガイドラインを破り当社からの警告を無視して、他のユーザに迷惑となる行為を続けた場合、サービスの停止および損害賠償の請求を行う場合があります。

### 1 ケーブルモデム、VDSL用アダプタ、ONU、HGWの貸与

当社は、サービス提供のために契約者にケーブルモデム（VDSL30、VDSL100の場合）はVDSLアダプタ、トシマ光1ギガの場合は、ONU・HGW）を貸与します。

### 2 契約者が行う一時中断、及び開始

- (1) 契約者は、当社のサービス提供の一時中断又はその開始を希望する場合、一時中断又はその開始を希望する10日前までに当社所定の一時中断届け又は開始届けを提出するものとします。この場合、中断した日の属する月の翌月から開始した日の属する月の前月までの利用料は無料とします。
- (2) 前項の一時中断期間は、一年間に一回までとし開始届けの有無にかかわらず連続して最長6ヶ月とします。
- (3) 契約者は一時中断又は開始に要する手数料を支払うものとします。

### 3 サービス内容の変更及び解除

- (1) 契約者はサービス内容の変更及び解除を希望する場合は、変更及び解除を希望する月の当月末までに電話、WEBページ等から当社にその旨を申し出るものとします。
- (2) 変更及び解除後のサービスは申し出のあった日の属する月の翌月から適用するものとします。

### 4 禁止行為

当社のサービスを使用して国内及び国際的な法律、規則、規制などを犯すことを禁止します。禁止行為に反し、第三者に損害を与えた場合、又は被害を被った場合当社は一切の責任を負えません。

禁止行為には以下のようなものがあります。

- (1) 法に違反するコンテンツ掲示又は配布
- (2) 他者の著作権、知的所有権、肖像権、プライバシー及びパブリシティを侵害するコンテンツの掲示又は配布
- (3) ねずみ講などの不正な勧誘
- (4) 詐欺的な活動
- (5) 公序良俗に反する行為を行うこと
- (6) その他一切の違法行為

### 5 セキュリティについて

- (1) アカウント情報及びパスワードの管理



アカウント情報及びパスワードの管理については、各契約者が責任を持って管理してください。

## (2) 禁止行為

当社のサービスを利用し以下のような活動を行うことを禁止します。禁止行為に反し、第三者に損害を与えた場合、又は被害を被った場合当社は一切の責任を負えません。

- ・ 他のインターネットユーザーのセキュリティを脅かす行為
- ・ 他者のコンピュータ、ソフトウェア、データなどに対する不正なアクセス
- ・ ホスト、ネットワーク、アカウントのユーザー承認の偽造及びセキュリティの侵害
- ・ セキュリティを破壊するためのツールの使用や配布
- ・ クラッキング（第三者のサイトに不正にアクセスしデータを書き換えるなどの行為）及びそれを行うツールの使用や配布

## (3) 契約者の責任

サービスに接続するための自営端末設備（契約者のコンピュータやその他周辺機器）のセキュリティについては、契約者の責任によるものとします。

## 6 電子メールについて

### 禁止行為

当社のサービスによって提供される電子メールの機能を利用して以下のような行為を行うことを禁止します。禁止行為に反し、第三者に損害を与えた場合、又は被害を被った場合当社は一切の責任を負えません。

- ・ 迷惑となるスパムメール（営利目的のメールを無差別に大量配信すること）や商業メールの送信
- ・ 電子メールヘッダのねつ造、変更、削除

## 7 コンテンツについて

当社のサービスを利用して公開する情報については、契約者の責任によるものとします。

## 8 サービスの停止に伴う措置について

サービスの停止をした場合、当社は契約者のデータ（電子メールメッセージ、ファイル、プログラムなど）を削除するものとします。

## 9 1年割プランについて

トシマ NET プラスもしくは、レギュラーを1年単位でご契約し、かつクレジットカード払いをご利用することで利用できる割引サービスです。提供開始月を1ヶ月目とし、12ヶ月の期間となります。解約の申し出が無い限り1年単位での自動更新となります。途中解約（プラン変更も含む）の際には所定の契約解除料が発生します。ただし、2022年6月30日以前に提供を開始されている場合は、課金開始月が1ヶ月目となります。また、セット割引を適用中の場合は、割引価格を考慮した金額となります。

## 10 2年割プランについて

トシマ NET プラスを2年単位でご契約し、かつクレジットカード払いをご利用することで利用できる割引サービスです。提供開始月を1ヶ月目とし、24ヶ月の期間となります。解約の申し出が無い限り2年単位での自動更新となります。途中解約（プラン変更も含む）の際には所定の契約解除料が発生します。ただし、2022年6月30日以前に提供を開始されてい

る場合は、課金開始月が1ヶ月目となります。また、セット割引を適用中の場合は、割引価格を考慮した金額となります。

#### 11 トシマ光1ギガ3年割について

トシマ光1ギガを3年単位でご契約することで利用できる割引サービスです。提供開始月を1ヶ月目とし、36ヶ月の期間となります。解約の申し出が無い限り3年単位での自動更新となります。途中解約（プラン変更も含む）の際には所定の契約解除料が発生します。ただし、2022年6月30日以前に提供を開始されている場合は、課金開始月が1ヶ月目となります。また、セット割引を適用中の場合は、割引価格を考慮した金額となります。

#### 工事に関する費用

区分	単位	金額
引き込み工事費	引き込み線の工事を要する場合	23,760円
宅内工事費	受信設備の工事・ケーブルモデム、VDSL用アダプタ取付工事を要する場合	10,560円
引込撤去工事費	引き込み線の撤去工事を要する場合	13,728円
宅内撤去工事費	受信設備の工事・ケーブルモデム撤去工事を要する場合	6,864円

#### 設定料

区分	単位	金額
サーバー設定料	ホスティングサービスにおける1契約毎に	22,000円

#### 手数料等

区分	単位	金額
プラン変更に伴うモデム変更料	1モデム交換ごとに	4,950円
名義変更手数料	変更毎に	3,300円
ケーブルモデムの紛失又は期日までの未返却、又は全損	1ケーブルモデム毎に	6,000円 (不課税)
WiFi内蔵ケーブルモデムの紛失又は期日までの未返却、又は全損	1ケーブルモデム毎に	10,000円 (不課税)
一時停止手数料	一時停止毎に	5,500円
ケーブルモデムの破損修理費	1ケーブルモデム毎に	実費
ケーブルモデムの設置場所変更	変更毎に	実費
VDSL用アダプタの紛失又は期日までの未返却	1VDSL用アダプタ毎に	6,000円 (不課税)
VDSL用アダプタの	1VDSL用アダプタ毎に	実費

破損修理費		
VDSL用アダプタの 設置場所変更	変更毎に	実費
IP アドレス取得申請手 数料	1 申請毎に	11,000 円
ドメイン取得申請手 数料	1 申請毎に	11,000 円
変更事務手数料 メールアカウント グローバルIP プライベートIPア ドレス ホームページ容量 プラン変更	1 申請毎に	330 円
再発行事務手数料 設定シート再発行	1 申請毎に	330 円
レギュラー1年割契約 解除料	1 解約毎に (契約満了月以外)	2,800 円 (不課税)
トシマ NET プラス1年 割契約解除料	1 解約毎に (契約満了月以外)	4,000 円 (不課税)
トシマ NET プラス2年 割戸建契約解除料	1 解約毎に (契約満了月以外)	3,700 円 (不課税)
トシマ NET プラス2年 割集合契約解除料	1 解約毎に (契約満了月以外)	3,200 円 (不課税)
トシマ光1ギガ3年割 契約解除料	1 解約毎に (契約満了月以外)	4,900 円 (不課税)
上記以外の手数料		実費

## 初期契約解除時の請求工事費

区分	金額
引込工事+端末取付工事	19,800 円
端末取付工事のみ	9,900 円

## 初期契約解除時の請求事務手数料

区分	金額
契約事務手数料	3,300 円

附則

本規約は令和4年7月1日から適用されます。